




平成 26 年 2 月 17 日

各 位

会 社 名  いであ株式会社
代表者名 代表取締役会長
田畑 日出男
(JASDAQ・コード 9768)
問合せ先
役職・氏名 内部統制本部長
齋藤 博幸
電話 03-4544-7600

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年2月17日開催の取締役会において、平成26年3月28日開催予定の第46回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議する旨、決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、今後も広く人材を招聘することができるよう、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。なお、社外取締役との責任限定契約に関する規定の新設は、監査役全員の同意を得ております。(変更案第 28 条及び第 37 条)
- (2) 株主の皆様への利益配分の機会を充実させるため、会社法第 454 条第 5 項の規定に基づく取締役会の決議による剰余金の配当（中間配当）をすることができるよう所要の変更を行うものであります。(変更案第 43 条)
- (3) 株式取扱規則において株主の権利行使の手続きについて定めていることを明確にするため、所要の変更を行うものであります。(変更案第 10 条)
- (4) 取締役会の招集権者及び議長を取締役社長から取締役会長に変更することに伴い、規定を整理し、一般的な表現に改めるものであります。(変更案第 23 条)
- (5) 会計監査人の報酬等について新たな規定を明示するため規定を新設するものであります。(変更案第 40 条)
- (6) 上記変更に伴う条数の繰り下げ、字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (条文省略)</p> <p>(16)</p> <p>(17) 上記に関する人材派遣業務</p> <p>(18) 上記に付帯する一切の事業及び投資</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1) ~ (現行どおり)</p> <p>(16)</p> <p>(17) <u>上記各号</u>に関する人材派遣業務</p> <p>(18) <u>上記各号</u>に付帯する一切の事業及び投資</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利の行使に関する<u>手続きは</u>、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>(<u>役付取締役の任務</u>)</p> <p>第23条 <u>取締役社長は、取締役会を招集し、これを主宰する。</u></p> <p>2 <u>取締役会長は、当社の経営を統括する。</u></p> <p>3 <u>取締役副会長は、取締役会長を補佐する。</u></p> <p>4 <u>取締役社長は、当社の業務を統括する。</u></p> <p>5 <u>取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は、取締役社長を補佐し、取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従いこれに当たる。</u></p>	<p>(<u>取締役会の議長</u>)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>会長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれに当たる。</u></p>
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第24条 (条文省略)</p>	<p>(<u>取締役会の招集通知</u>)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p>
<p>(<u>相談役</u>)</p> <p>第27条 <u>当社に相談役1名を置くことができる。相談役は、取締役会に出席して意見を述べ、相談にあずかるが、議決権を有しない。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p>

(新設)	(<u>社外取締役の責任限定契約</u>) 第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
(監査役の報酬等) 第36条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。	(監査役の報酬等) 第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
(新設)	(<u>社外監査役の責任限定契約</u>) 第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
(選任方法) 第37条 (条文省略)	(選任方法) 第38条 (現行どおり)
(任期) 第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。	(任期) 第39条 (現行どおり) 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。
(新設)	(<u>会計監査人の報酬等</u>) 第40条 会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得て取締役会の決議によって定める。
(事業年度) 第39条 (条文省略)	(事業年度) 第41条 (現行どおり)
(剰余金の配当の基準日) 第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 (新設)	(剰余金の配当の基準日) 第42条 (現行どおり) 2 当社は、前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(新設)	(中間配当) <u>第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u>
(配当の除斥期間) 第41条 (条文省略)	(配当の除斥期間) 第44条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成26年3月28日
定款変更の効力発生日 平成26年3月28日

以上